

報道発表資料

相談解決のためのテストからNo. 126

平成31年1月17日
独立行政法人国民生活センター

消費生活センター等の依頼に基づいて実施した商品テスト結果をご紹介します。

点火ボタンを放しても火が消えなかった使い捨てライター

1. 依頼内容

「使い捨てライターを使用後、バッグの内ポケットに入れたところ、バッグの内ポケットに火がつき穴が開いた。火がついた原因を調べてほしい。」という依頼を受けました。

2. 調査

当該品は、本体上部のプッシュボタンを押して点火する方式の使い捨てライターでした。外観を調査したところ、本体にはガスが漏れるような破損や熱変形などはなく、ガスを放出する部品（バーナーバルブ）や、プッシュボタンに連動してガスの開閉を行う部品の周辺には、ガスが漏れるような異物も挟まっていませんでした。

次に、当該品を分解観察したところ、本体内部にもガスが漏れるような破損や熱変形などはありませんでした。しかし、バーナーバルブ下部のゴムパッキン（ガス開閉弁の役割を持つゴムパッキン）の表面を実体顕微鏡で観察したところ、金属状の物質が一部に付着しているとともに、プラスチック状の物質が全面に付着していました（写真）。

写真. 当該品を分解したときの外観



以上のことから、当該品は、異物が混入してゴムパッキンの表面に付着したことが原因でガスが漏れて消火しなかったために、バッグの内ポケットの中で火がついたままの状態(残り火)になり、内ポケットに火がついたものと考えられました。なお、ゴムパッキンは本体内部の箇所であり、使用過程で外部から異物が混入する可能性が極めて低いことから、異物は製造工程中に混入したものと考えられました。

3. 解決内容等

依頼センターがテスト結果を事業者に説明したところ、バッグの購入代金代及び送料の同等額が相談者に返金されました。

4. 消費者へのアドバイス

当該品に限らず、事故の未然防止のために、ライターの使用後は火が完全に消えていることを確認しましょう。なお、消費者庁及び当センターでは、これまでにライターの使用方法についての注意喚起を行っています。

(参考) 平成29年6月1日公表「ライターは安全に正しく使いましょう！ーライターの注意表示をよく確認し、事故を防ぎましょうー」 http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20170601_1.html

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165